

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年4月1日 15時03分ごろ
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋第1区 西宮鳴尾防波堤灯台から真方位150° 440m付近 (概位 北緯34° 41.0′ 東経135° 21.9′)
事故の概要	旅客船第二十二齋藤丸は、南西進中、また、水上オートバイMORIO 3は、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年4月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客船 第二十二齋藤丸、17トン 250-36712兵庫、有限会社齋藤釣渡船 B 水上オートバイ MORIO 3、0.2トン 260-48472兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 船首部及び右舷船尾部の外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、西宮防波堤に向けて約29km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により南西進していた。 船長Aは、左舷方から接近するB船を目視で認め、その動静を監視していたところ、B船が右転したように見えたので、A船を避けると思い、航行を続けた。 A船は、阪神港尼崎西宮芦屋第1区を針路及び速力を保持して航行中、船長Aが、左舷方150m付近に迫ったB船に気付き、右舵一杯を取るとともに機関を中立運転としたものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、花見を終えて兵庫県西宮市所在のマリーナに向けて帰航する目的で、約40～50km/hの速力で北西進していた。 B船は、船長Bが、装着していたフェイスマスクが曇って周囲が見えにくくなっていたものの、目的地まであと少しなので大丈夫と思い、操船を続けていたところ、船首方至近にA船を認め、左に急旋回

	<p>したものの、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、気を失った状態で海面に仰向けで浮いていたところ、A船所有会社からの通報により来援した巡視艇に落水から約15分後に救助されて救急車で病院に搬送され、低体温症と診断された。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>A船は、南西進中、船長Aが、左舷方から接近するB船がA船を避けると思い、針路及び速力を保持して航行を続けたことから、B船が左舷方150m付近に接近したとき、右舵を取って機関を中立運転としたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北西進中、船長Bが、装着していたフェイスマスクが曇った状態で操船を続け、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方至近となるまでA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が北西進中、船長Aが、左舷方から接近するB船がA船を避けると思い、針路及び速力を保持して航行を続け、また、船長Bが、装着していたフェイスマスクが曇った状態で操船を続け、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船中は、予断を持たず、常時適切な見張りを行うこと。 ・ フェイスマスクが曇っている場合は、停船して拭き取るなどし、視野を鮮明にすること。